

衛生管理マニュアル

このマニュアルは、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないよう全てのスタッフが心掛け、衛生管理について適切な行動を行えるためのものである。また、衛生面については、スタッフ同士で話し合い、時には保護者とも相談しながら、子ども達に指導できることを目的とする。

(基本的姿勢)

- ① 清潔な環境を保てるようこまめに室内の空気を入れ替えたり、道具や備品等の消毒をしたりする
- ② 風邪や食中毒等の予防として、支援員も手洗いやうがいを必ず行う。
- ③ インフルエンザなど感染性のある病気が流行している時には、マスクを着用する
- ④ 子どもの感染に気付いた時は、迅速に保護者に伝える。
- ⑤ 爪は短く切り、清潔にする。

(1)営業日における衛生管理

サービス提供時間後：核施設の衛生管理(点検)

(内容)

訓練室：床塩素消毒

トイレ：清掃、トイレットペーパー等の補充

洗面所：清掃、ペーパータオル等の補充

(2)営業日における利用者への衛生支援及び指導

- ・来所時の検温
- ・利用保護者様からの本児の様子の確認

(感染症への対策と発生時の対応)

事業所内や地域で発生している感染症に関する情報を収集し、保護者に提供すると共に、感染症の防止や拡大予防を図れるよう情報交換を行うことが重要である。

事業所内で感染症が発生場合は、管理者より速やかに以下に連絡し、今後の対応の指示を受ける。

●大阪市保健所 感染症対策課 感染症グループ

連絡先：06-6647-0656

当事業所におけるインフルエンザ・コロナ発症時の通所条件

- ・来所児童の登園許可が医療機関で出ており、登園許可証を持参していただくこと
- ・送迎は感染していない方にいただくこと
- ・ご家族に感染者がいる場合は、待合室での待機はせずご帰宅いただくこと
- ・来所時に送迎者と本人に検温していただき、37.5 以下であること

別紙：障害福祉サービス施設・事業所職員のための 感染対策 マニュアルを参照